

大阪府情報公開条例の一部を改正する条例

平成二十九年三月二十九日
大阪府条例第二十一号

大阪府情報公開条例（平成十一年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三十四条（略）</p> <p>（特別顧問等の職務の遂行に係る情報の公表） 第三十四条の二 実施機関は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十八号）第二条第三項に規定する者であつて、大阪にふさわしい大都市制度の在り方、府及び大阪市が共同して取り組む施策その他知事が定める施策（以下この項において「特別施策」という。）に関し必要な事項又は特別施策のうち特定の分野に関し必要な事項を調査し、及び助言するものが従事する職務の遂行に係る情報について、当該職務の遂行に支障を及ぼすおそれのない範囲内において、公表（当該職務の実施の日時、場所、出席者及び議題の事前の公表を含む。）に努めなければならない。</p>	<p>第三十四条（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。